

## 第 1 回屋外イベント会場等火災対策検討部会 議事要旨

## 1 日時及び場所

平成 25 年 9 月 19 日 (木) 10 時～ 主婦会館プラザエフ 8 階 スイセン

## 2 出席者 (敬称省略)

委員 荒井 伸幸 東京消防庁予防部長

(代理 手塚 徳 東京消防庁予防部査察課長)

委員 榎 一郎 千葉県消防局予防部長

部会長 小林 恭一 東京理科大学大学院 国際火災科学研究科 教授

委員 田中 淳一 東京街商協同組合 代表理事

委員 鶴田 俊 秋田県立大学システム科学技術学部 教授

委員 林 幸司 日本消防検定協会 消火・消防設備部長

委員 原 正彦 一般社団法人 日本イベント産業振興協会 常務理事

委員 山田 常圭 消防庁消防研究センター技術研究部長

(代理 消防庁消防研究センター火災原因調査室長 西 晴樹)

事務局 消防庁予防課

## 3 資料

## &lt;資料&gt;

|      |                      |
|------|----------------------|
| 資料 1 | 屋外イベント会場等火災対策検討部会員名簿 |
| 資料 2 | 予防行政のあり方に関する検討会開催要綱  |
| 資料 3 | 福知山花火大会火災概要          |
| 資料 4 | 福知山花火大会火災を踏まえた検討の論点  |

## &lt;参考資料&gt;

|        |   |
|--------|---|
| 参考資料 1 | 火災発生場所付近のイメージ図  |
| 参考資料 2 | 多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導等の徹底について<br>(平成 25 年 8 月 19 日消防予第 321 号・消防危第 155 号、予防課長・危険物保安室長通知) |
| 参考資料 3 | 火災予防条例 (例) 抜粋   |
| 参考資料 4 | ガソリン携行缶の使用上の注意事項に関する検討会の結果概要  |

#### 4 議事要旨

##### (1) 部会長等の選任

部会長として小林委員、副部会長として鶴田委員が選任される。

##### (2) 福知山花火大会の概要等について

資料3に基づき説明を行う。特段意見等なし。

##### (3) 福知山花火大会火災を踏まえた検討の論点について

資料4に基づき、論点を示す。

(屋外の防火管理体制等の内容について)

- 火災の原因等については調査中であるが、とにかく、これだけ多数の方が死傷されたこと自体を踏まえて、どうしようかということだと理解した。
- 全て国の規制ではなくて自主保安という観点から、屋台をやられる団体としての安全対策等があれば、それらを踏まえて、整合性がとれるような形で規制を考えていく方がいいと考える。
- 今回の事故をうけ、露天商のほうも、危険に対する意識が高まっており、防火体制等については、賛成する。  
また、今までこういう事故がなくても、いろいろ危険に関する指導はしており、事故を受け、それぞれの店舗ごとに消火器を用意することを進めている。
- イベントの運営については、まず主催者がいて、運営会社があって、運営会社が、警備計画にも入るケースが多い。  
運営会社が、警備業の資格を有していないケースに関しては、主催者が警備会社に直接に発注するというケースもある。
- 大きな花火大会等において、消防機関は、綿密な警防計画をつくって、定期的な巡回、班編成のもとに巡回警備というのをやっている。  
露店への消火器とか水バケツの指導については、推奨はしていたが、厳格な規制は行われていなかったというのが実態である。  
屋外の場合、実態把握というところが一番難しいが、一定のレベルのものについては把握をして、きちっと届出のもとに対応を図っていく必要があると考えている。
- 東京都の場合、東京都の火災予防条例において、消防活動上の支障という観点から、

露店の開設については届出をするように定めている。

届出があった際には、火気の使用、消火器の設置などを各消防署において指導している。

- 届出が必要な規模等について、細かい基準はない。規模、人出、人員の予想、道路状況等その状況に応じて、各消防署、現場の判断において特別警戒を実施している。
- 条例の中に規制がなくて、消防活動上の支障のある届出のときに出てくるのが現状であるため、実態の把握のための届出制度というのが非常に有効と考えている。

(義務の対象とするイベント等の範囲について)

- 東京における露店の届出件数は、大体1,200件程度である。
- 実際の届出は露店個々ではなく、イベント全体として届け出ている。
- 毎年行われるある程度の規模のお祭りについては、消防機関で警戒警備をもって十分警備はやっているが、小さいお祭については把握していない。

人出を考慮した一定規模以上のイベントの届出というのが必要と考えており、全てを届出とするのは難しい。

- 一概に人出ということは、会場の規模にもよっても違うため判断は難しい。
- 規模に関しては、かなり上下があり、人出の人員は、そのときの天候等で変動するが、露店の店舗数に関してはある程度把握できると思う。その範囲で、露店の店舗数によって、いろいろな体制を整えていただくというのは可能かと思う。
- 例えば、雑踏警備等が必要である規模のものに関しては、同じ視点で盛り込むことが、初動としてはいいのではないか。
- 警備計画を提出するイベントかどうかについては、一概に人数で判断するといった要件があるわけではなく、実行委員会や自治体の裁量が大きいかなと思う。
- 実行委員会の責任については、警備の面でいうと、このエリアまでは実行委員会側でといった自主警備の指導が警察からある。

基本的には、管轄の警察署の指導を仰いで責任の範囲を決めている。

(義務づけの主体について)

- 「防火管理体制」、「届出」については主催者に、「消火準備」については火気を取り扱う各露店に義務づけるということによいのではないか。